

教育委員会会議 定例会

平成30年11月21日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 26 号 平成30年度12月補正予算(案)概要
- 第 27 号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 28 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について
- 第 29 号 山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 30 号 山梨県立科学館の指定管理者の指定について
- 第 31 号 山梨県立八代射撃場の指定管理者の指定について
- 第 32 号 山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の指定について
- 第 33 号 山梨県立飯田野球場の指定管理者の指定について
- 第 34 号 山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定について
- 第 35 号 平成27年(ワ)第227号損害賠償請求事件訴訟の対応について(追加)

2 報 告 事 項

3 その他報告

- (21) 峡南地域の新設高等学校に係わる校名募集について
- (22) 山梨県立青少年センターの指定管理者の指定について
- (23) 平成30年度韓国忠清北道とのスポーツ交流事業について

議案第 26 号

平成 30 年度 1 2 月 補 正 予 算 (案) 概 要

1 一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	29年度12月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B%
教育委員会所管一般会計	85,088,650	280,012	85,368,662	100.0	84,825,051	100.0	543,611	100.6
2 総務費	158,491	183	158,674	0.2	166,321	0.2	Δ7,647	95.4
1 総務管理費	158,491	183	158,674	0.2	166,321	0.2	Δ7,647	95.4
8 土木費	491,547	0	491,547	0.6	662,583	0.8	Δ171,036	74.2
4 都市計画費	491,547	0	491,547	0.6	662,583	0.8	Δ171,036	74.2
10 教育費	84,438,612	279,829	84,718,441	99.2	83,996,147	99.0	722,294	100.9
1 教育総務費	15,430,900	12,826	15,443,726	18.1	15,210,594	17.9	233,132	101.5
2 小学校費	25,569,942	114,636	25,684,578	30.1	25,713,434	30.4	Δ28,856	99.9
3 中学校費	15,343,154	66,206	15,409,360	18.0	15,390,789	18.1	18,571	100.1
4 高等学校費	17,387,069	57,354	17,444,423	20.4	17,258,224	20.3	186,199	101.1
5 特別支援学校費	7,458,079	28,807	7,486,886	8.8	6,951,551	8.2	535,335	107.7
6 社会教育費	2,598,164		2,598,164	3.0	2,061,406	2.4	536,758	126.0
7 保健体育費	651,304		651,304	0.8	1,410,149	1.7	Δ758,845	46.2

【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	29年度12月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B%
1 消費的経費	81,478,062	280,012	81,758,074	95.8	81,732,793	96.4	25,281	100.0
人件費	73,348,891	280,012	73,628,903	86.2	73,544,825	86.8	84,078	100.1
(委員等報酬)	966,935		966,935	1.1	927,357	1.1	39,578	104.3
(職員給)	63,988,357	280,012	64,268,369	75.3	64,377,210	76.0	Δ108,841	99.8
(退職金)	8,267,952		8,267,952	9.7	8,114,680	9.6	153,272	101.9
(その他)	125,647		125,647	0.1	125,578	0.1	69	100.1
物件費	4,654,542		4,654,542	5.5	4,618,205	5.4	36,337	100.8
維持補修費	87,978		87,978	0.1	89,062	0.1	Δ1,084	98.8
扶助費	679,034		679,034	0.8	676,940	0.8	2,094	100.3
補助費等	2,707,617		2,707,617	3.2	2,803,761	3.3	Δ96,144	96.6
2 投資的経費(普通建設)	3,596,321	0	3,596,321	4.2	3,075,591	3.6	520,730	116.9
補助事業	225,081		225,081	0.3	25,202	0.0	199,879	893.1
単独事業	3,371,240		3,371,240	3.9	3,050,389	3.6	320,851	110.5
3 貸付金	3,864		3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	10,403		10,403	0.0	12,803	0.0	Δ2,400	81.3
合 計	85,088,650	280,012	85,368,662	100.0	84,825,051	100.0	543,611	100.6

2 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
青少年センターの管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	432,197
科学館の管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	1,187,500
八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	389,506
飯田野球場の管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	31,765
八代射撃場の管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	21,235
八ヶ岳スケートセンターの管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	191,910
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結すること。	平成31年度から 平成34年度まで	1,632,315

【 提 案 理 由 】

一般会計歳入歳出予算の総額を、280,012千円増額し、歳入歳出それぞれ85,368,662千円としたい。

施設の管理について、指定管理者と協定を締結することに伴い、債務負担行為を設定する必要がある。

議案第 27 号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成30年10月18日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。

条例の概要

教育庁福利給与課

<p>題名</p>	<p>山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>																																																																					
<p>趣旨</p>	<p>山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成30年10月18日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。</p>																																																																					
<p>内容</p>	<p>1 公民の給与較差に基づく給与改定 (1) 給料表の改定 (平均改定率0.2%) 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる。 (2) 諸手当の改定 ア 期末・勤勉手当 一般職員について、期末・勤勉手当の年間支給月数を引き上げる(4.4月→4.45月)とともに、期末手当の各期の支給月数を変更する。 (ア) 平成30年度</p> <table border="1" data-bbox="571 766 1513 880"> <tr> <th>区分</th> <th>対象職員</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>特定幹部職員以外</td> <td>0.9月(支給済み)</td> <td>0.9月→0.95月(+0.05月)</td> </tr> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>1.1月(支給済み)</td> <td>1.1月→1.15月(+0.05月)</td> </tr> </table> <p>(イ) 平成31年度以降</p> <table border="1" data-bbox="571 920 1513 1113"> <tr> <th>区分</th> <th>対象職員</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">勤勉手当</td> <td>特定幹部職員以外</td> <td>0.9月→0.925月(+0.025月)</td> <td>0.9月→0.925月(+0.025月)</td> </tr> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>1.1月→1.125月(+0.025月)</td> <td>1.1月→1.125月(+0.025月)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期末手当</td> <td>特定幹部職員以外</td> <td>1.225月→1.3月(+0.075月)</td> <td>1.375月→1.3月(△0.075月)</td> </tr> <tr> <td>特定幹部職員</td> <td>1.025月→1.1月(+0.075月)</td> <td>1.175月→1.1月(△0.075月)</td> </tr> </table> <p>※ 再任用及び特定任期付職員は、一般職員に準じて年間支給月数を引き上げる。</p> <p>2 諸手当の見直し (1) 宿日直手当 (限度額)</p> <table border="1" data-bbox="512 1234 1299 1346"> <tr> <th></th> <th>普通当直</th> <th>業務当直</th> <th>常直勤務</th> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td>4,200円</td> <td>7,200円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>4,400円</td> <td>7,400円</td> <td>22,000円</td> </tr> </table> <p>※ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続き場合等の金額も国に準じて引き上げる。</p> <p>(2) 扶養手当 (平成31年度は経過措置を適用)</p> <table border="1" data-bbox="512 1453 1474 1691"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">配偶者</th> <th colspan="2">父母等</th> <th rowspan="2">配偶者・子がない場合の1人目</th> </tr> <tr> <th>行7級相当以下</th> <th>行8級相当</th> <th>行7級相当以下</th> <th>行8級相当</th> </tr> <tr> <td>改正前</td> <td colspan="2">10,000円</td> <td colspan="2">6,500円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td colspan="2">H31年度</td> <td colspan="2">6,500円</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>H32年度</td> <td>6,500円</td> <td>3,500円</td> <td>6,500円</td> <td>3,500円</td> <td>同左</td> </tr> </table> <p>(3) 地域手当 県内の公署に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を3.5%から2.75% (△0.75%) とし、併せて給料月額については、給料表の月額に0.75%を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	区分	対象職員	6月期	12月期	勤勉手当	特定幹部職員以外	0.9月(支給済み)	0.9月→0.95月(+0.05月)	特定幹部職員	1.1月(支給済み)	1.1月→1.15月(+0.05月)	区分	対象職員	6月期	12月期	勤勉手当	特定幹部職員以外	0.9月→0.925月(+0.025月)	0.9月→0.925月(+0.025月)	特定幹部職員	1.1月→1.125月(+0.025月)	1.1月→1.125月(+0.025月)	期末手当	特定幹部職員以外	1.225月→1.3月(+0.075月)	1.375月→1.3月(△0.075月)	特定幹部職員	1.025月→1.1月(+0.075月)	1.175月→1.1月(△0.075月)		普通当直	業務当直	常直勤務	改正前	4,200円	7,200円	21,000円	改正後	4,400円	7,400円	22,000円		配偶者		父母等		配偶者・子がない場合の1人目	行7級相当以下	行8級相当	行7級相当以下	行8級相当	改正前	10,000円		6,500円		9,000円	改正後	H31年度		6,500円		同左	H32年度	6,500円	3,500円	6,500円	3,500円	同左
区分	対象職員	6月期	12月期																																																																			
勤勉手当	特定幹部職員以外	0.9月(支給済み)	0.9月→0.95月(+0.05月)																																																																			
	特定幹部職員	1.1月(支給済み)	1.1月→1.15月(+0.05月)																																																																			
区分	対象職員	6月期	12月期																																																																			
勤勉手当	特定幹部職員以外	0.9月→0.925月(+0.025月)	0.9月→0.925月(+0.025月)																																																																			
	特定幹部職員	1.1月→1.125月(+0.025月)	1.1月→1.125月(+0.025月)																																																																			
期末手当	特定幹部職員以外	1.225月→1.3月(+0.075月)	1.375月→1.3月(△0.075月)																																																																			
	特定幹部職員	1.025月→1.1月(+0.075月)	1.175月→1.1月(△0.075月)																																																																			
	普通当直	業務当直	常直勤務																																																																			
改正前	4,200円	7,200円	21,000円																																																																			
改正後	4,400円	7,400円	22,000円																																																																			
	配偶者		父母等		配偶者・子がない場合の1人目																																																																	
	行7級相当以下	行8級相当	行7級相当以下	行8級相当																																																																		
改正前	10,000円		6,500円		9,000円																																																																	
改正後	H31年度		6,500円		同左																																																																	
	H32年度	6,500円	3,500円	6,500円	3,500円	同左																																																																
<p>施行期日</p>	<p>公布の日から施行する。ただし、1 (2) ア (イ)、2 (2) 及び (3) については、平成31年4月1日から施行する。</p>																																																																					
<p>留意点</p>	<p>なし</p>																																																																					
<p>参考事項</p>	<p>1 (1) 及び2 (1) については平成30年4月1日から、1 (2) ア (ア) については同年12月1日から適用する。</p>																																																																					

山梨県学校職員給与条例新旧対照表（第一条関係）

新

旧

（宿日直手当）

第二十条 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた教育職員には、その勤務一回につき、四千四百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千四百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千六百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万千円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを 命ぜられた教育職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額額の宿日直手当を支給する。

（勤勉手当）

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則

（宿日直手当）

第二十条 宿日直勤務を 命ぜられた教育職員には、その勤務一回につき、四千二百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、七千二百円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千三百円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、一万八百元）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた教育職員には、その勤務に対して、二万千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額額の宿日直手当を支給する。

（勤勉手当）

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則

で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

3・4 略

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十二条の四第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十二条の四第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）

で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額

3・4 略

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十二条の四第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十二条の四第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から

から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第二十二条の四第一項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

「と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第二(第五条関係)

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	157,900	202,300	282,400	330,200
	2	159,400	204,000	284,900	332,400
	3	160,900	205,600	287,200	334,700
	4	162,400	207,300	289,500	336,900
	5	164,100	209,100	272,000	339,000
	6	166,000	210,700	274,400	341,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500
	8	169,600	214,000	278,800	345,800
	9	171,400	215,800	281,000	347,500
	10	173,500	217,700	283,300	349,600
	11	175,500	219,500	285,700	351,700
	12	177,500	221,500	287,900	353,800
	13	179,500	223,000	290,300	355,900
	14	181,700	225,000	292,400	357,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900
	16	186,100	229,000	296,300	361,900
	17	188,400	230,800	298,400	363,500
	18	191,000	233,500	300,900	365,400
	19	193,500	236,200	303,400	367,200
	20	196,000	238,900	305,100	369,200
	21	198,500	241,500	308,300	370,800
	22	200,200	244,500	310,900	372,700
	23	201,800	246,800	313,200	374,500
	24	203,600	249,500	315,900	377,400
	25	205,100	252,100	318,500	377,700
	26	206,500	254,600	320,800	379,500
	27	208,300	257,100	323,200	381,300
	28	209,900	259,400	325,400	383,200
	29	211,400	262,000	327,600	385,000
	30	213,100	264,400	329,600	386,800
	31	214,800	266,800	331,800	388,500
	32	216,500	268,800	334,000	390,800
	33	218,000	270,900	335,800	392,500
	34	219,800	273,100	337,900	394,200
	35	221,600	275,300	340,000	395,800
	36	223,400	277,300	342,000	397,500
	37	224,900	279,600	344,100	398,800
	38	226,700	281,600	346,200	400,300
	39	228,500	283,500	348,400	401,700
	40	230,300	285,500	350,500	403,100
	41	232,000	287,300	352,400	404,800
	42	233,700	289,400	354,500	406,200
	43	235,500	292,000	356,400	407,500
	44	238,900	295,500	359,500	409,500
	45	238,300	296,500	360,300	410,200
	46	239,700	299,000	362,200	411,900
	47	241,000	301,300	364,200	413,500
	48	242,200	304,000	366,200	415,000
	49	243,600	306,400	367,800	416,700
	50	245,100	308,800	369,500	418,100
	51	246,300	311,300	371,500	419,700
	52	247,800	313,600	373,500	421,200

別表第二(第五条関係)

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	156,300	200,600	281,100	329,200
	2	157,800	202,300	283,300	331,400
	3	159,300	204,000	285,500	333,700
	4	160,800	205,700	287,700	335,900
	5	162,500	207,500	290,500	338,100
	6	164,400	209,200	293,200	340,300
	7	166,200	210,900	295,900	342,500
	8	168,000	212,500	298,600	344,700
	9	169,800	214,300	301,300	346,900
	10	171,900	216,200	304,000	349,100
	11	173,900	218,100	306,700	351,300
	12	175,900	220,000	309,400	353,500
	13	177,900	221,700	311,600	355,700
	14	180,100	223,700	314,100	357,900
	15	182,300	225,700	316,600	360,100
	16	184,500	227,700	319,100	362,300
	17	186,800	229,600	321,600	364,500
	18	189,400	231,500	324,100	366,700
	19	191,900	233,400	326,600	368,900
	20	194,400	235,300	329,100	371,100
	21	196,900	237,200	331,600	373,300
	22	199,500	239,100	334,100	375,500
	23	201,800	241,000	336,600	377,700
	24	202,000	243,000	339,100	379,900
	25	203,500	245,000	341,600	382,100
	26	205,200	247,000	344,100	384,300
	27	206,900	249,000	346,600	386,500
	28	208,500	251,000	349,100	388,700
	29	210,000	253,000	351,600	390,900
	30	211,700	255,000	354,100	393,100
	31	213,400	257,000	356,600	395,300
	32	215,100	259,000	359,100	397,500
	33	216,700	261,000	361,600	399,700
	34	218,500	263,000	364,100	401,900
	35	220,300	265,000	366,600	404,100
	36	222,100	267,000	369,100	406,300
	37	223,700	269,000	371,600	408,500
	38	225,500	271,000	374,100	410,700
	39	227,300	273,000	376,600	412,900
	40	229,100	275,000	379,100	415,100
	41	230,800	277,000	381,600	417,300
	42	232,500	279,000	384,100	419,500
	43	234,300	281,000	386,600	421,700
	44	235,700	283,000	389,100	423,900
	45	237,200	285,000	391,600	426,100
	46	238,600	287,000	394,100	428,300
	47	239,900	289,000	396,600	430,500
	48	241,100	291,000	399,100	432,700
	49	242,600	293,000	401,600	434,900
	50	244,100	295,000	404,100	437,100
	51	245,300	297,000	406,600	439,300
	52	246,800	299,000	409,100	441,500

序號	姓名	職別	薪級	薪額	津貼	總額	備註
53				248,000		248,000	
54				250,200		250,200	
55				251,600		251,600	
56				252,700		252,700	
57				254,000		254,000	
58				255,100		255,100	
59				256,200		256,200	
60				257,400		257,400	
61				258,700		258,700	
62				259,800		259,800	
63				261,200		261,200	
64				262,300		262,300	
65				263,600		263,600	
66				265,100		265,100	
67				266,600		266,600	
68				268,300		268,300	
69				269,700		269,700	
70				271,100		271,100	
71				272,500		272,500	
72				273,900		273,900	
73				275,000		275,000	
74				276,400		276,400	
75				277,800		277,800	
76				279,000		279,000	
77				280,200		280,200	
78				281,400		281,400	
79				282,600		282,600	
80				283,800		283,800	
81				284,900		284,900	
82				286,100		286,100	
83				287,300		287,300	
84				288,500		288,500	
85				289,500		289,500	
86				290,600		290,600	
87				291,600		291,600	
88				292,800		292,800	
89				293,900		293,900	
90				295,000		295,000	
91				296,200		296,200	
92				297,400		297,400	
93				297,900		297,900	
94				298,900		298,900	
95				300,000		300,000	
96				301,200		301,200	
97				302,200		302,200	
98				303,300		303,300	
99				304,300		304,300	
100				305,400		305,400	
101				306,300		306,300	
102				307,400		307,400	
103				308,500		308,500	
104				309,500		309,500	
105				310,100		310,100	
106				311,000		311,000	
107				311,800		311,800	
108				312,600		312,600	
109				313,500		313,500	
110				313,600		313,600	
111				314,300		314,300	
112				314,800		314,800	
113				315,400		315,400	
114				315,400		315,400	
115				316,300		316,300	
116				316,800		316,800	

117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
高任用職 員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
任期 付職 員	202,300				

備考
1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

117	317,000	408,100			
118	317,500	408,600			
119	317,900	409,000			
120	318,400	409,400			
121	318,900	409,800			
122	319,300	410,100			
123	319,800	410,400			
124	320,300	410,600			
125	320,900	410,800			
126	321,200	411,100			
127	321,500	411,400			
128	321,800	411,600			
129	322,000	411,800			
130	322,300	412,100			
131	322,600	412,400			
132	322,900	412,600			
133	323,100	412,800			
134	323,300	413,100			
135	323,500	413,400			
136	323,800	413,600			
137	324,100	413,800			
138	324,300	414,100			
139	324,600	414,400			
140	324,900	414,600			
141	325,100	414,800			
142	325,300	415,100			
143	325,600	415,400			
144	325,800	415,600			
145	326,100	415,800			
146	326,300				
147	326,600				
148	326,900				
149	327,100				
150	327,300				
151	327,600				
152	327,900				
153	328,100				
高任用職 員	233,600	273,900	302,600	330,700	414,800
任期 付職 員	200,600				

備考
1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別添表二(第五条関係)

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	157,900	173,900	262,400	291,300
	2	159,400	176,900	264,900	293,300
	3	160,900	178,400	267,400	295,300
	4	162,400	180,300	269,900	299,300
	5	164,100	182,300	272,000	301,800
	6	166,000	184,500	274,400	304,200
	7	167,900	186,700	276,600	306,500
	8	169,800	188,900	278,800	308,900
	9	171,400	191,200	281,000	311,300
	10	173,500	194,000	283,300	313,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600
	12	177,500	199,400	287,900	319,500
	13	179,500	202,300	290,300	321,500
	14	181,700	204,600	292,400	323,900
	15	183,900	205,800	294,300	325,900
	16	186,100	207,300	296,300	328,200
	17	188,400	209,100	298,400	330,200
	18	191,000	211,700	300,900	332,400
	19	193,500	212,400	303,400	334,700
	20	196,000	214,000	306,100	336,800
	21	198,500	215,800	308,300	339,000
	22	200,200	217,700	310,200	341,200
	23	201,900	219,500	313,200	343,500
	24	203,600	221,500	315,900	345,800
	25	205,100	223,000	318,500	347,500
	26	206,500	225,000	320,800	349,300
	27	208,100	227,000	323,200	351,200
	28	209,600	229,000	325,400	353,100
	29	211,300	230,900	327,600	354,900
	30	213,000	233,500	329,700	356,700
	31	214,700	236,200	331,800	358,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600
	34	219,500	244,300	337,900	363,300
	35	221,200	246,900	340,000	364,800
	36	222,900	249,500	342,000	366,600
	37	224,300	252,100	344,000	368,500
	38	226,000	254,600	346,500	370,000
	39	227,700	257,100	347,900	371,300
	40	229,400	259,400	349,800	372,500
	41	231,000	262,000	351,300	374,000
	42	232,700	264,600	353,100	375,400
	43	234,300	268,500	354,900	376,800
	44	235,900	268,500	356,400	378,300
	45	237,600	270,900	358,200	379,700
	46	239,100	273,100	359,900	381,300
	47	240,400	275,300	361,200	382,900
	48	241,800	277,300	362,800	384,400

別添表二(第五条関係)

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	156,300	172,200	261,100	290,100
	2	157,800	174,300	263,600	292,700
	3	159,300	176,400	265,900	295,600
	4	160,800	178,600	268,200	298,100
	5	162,500	180,600	270,800	300,600
	6	164,400	182,800	273,200	303,000
	7	166,300	185,000	275,400	305,500
	8	168,200	187,200	277,600	307,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100
	10	171,500	192,300	282,200	312,700
	11	173,300	195,000	284,600	315,400
	12	175,300	197,700	286,800	318,300
	13	177,300	200,600	289,200	320,800
	14	180,100	202,300	291,300	322,800
	15	182,900	204,000	293,200	324,800
	16	184,500	205,700	295,200	327,100
	17	186,800	207,500	297,300	329,200
	18	189,400	209,200	299,800	331,400
	19	191,500	210,900	302,300	333,700
	20	194,000	212,500	305,000	335,800
	21	196,900	214,300	307,300	338,100
	22	198,500	216,200	309,900	340,300
	23	200,300	218,100	312,200	342,600
	24	202,000	220,000	314,900	344,900
	25	203,500	221,700	317,500	346,700
	26	205,100	223,700	319,800	348,500
	27	206,700	225,700	322,200	350,400
	28	208,200	227,700	324,400	352,300
	29	209,900	229,600	326,700	354,100
	30	211,600	232,300	328,700	355,900
	31	213,300	235,000	330,900	357,600
	32	215,000	237,700	333,100	359,500
	33	216,500	240,300	335,000	361,000
	34	218,200	243,100	337,100	362,700
	35	219,900	245,700	339,200	364,200
	36	221,500	248,400	341,200	366,000
	37	223,100	250,900	343,200	367,900
	38	224,800	253,400	345,100	369,400
	39	226,500	255,900	347,000	370,800
	40	228,200	258,200	349,000	372,400
	41	229,800	260,900	350,700	373,500
	42	231,500	263,300	352,500	374,900
	43	233,100	265,500	354,100	376,300
	44	234,700	267,700	355,800	377,800
	45	236,400	269,900	357,600	379,300
	46	237,900	272,000	359,300	380,900
	47	239,200	274,200	360,700	382,500
	48	240,600	276,200	362,300	384,000

49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,600	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,600	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,000
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,700	301,500	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,900	382,300	402,200
63	260,300	311,500	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,600
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,500	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,500	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,500	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,500
95	295,100	368,200	411,000	422,700
96	295,900	369,400	411,300	422,900
97	296,700	370,400	411,600	423,000
98	297,500	371,400	411,900	423,100
99	298,300	372,400	412,200	423,200
100	299,000	373,400	412,400	423,300
101	299,900	374,300	412,600	423,400
102	300,400	375,300	412,900	423,500
103	300,900	376,300	413,200	423,600
104	301,400	377,300	413,400	423,700

主任
役員及
主任
の職
以外
の職

49	242,000	278,500	363,500	385,400
50	243,400	280,500	365,000	386,900
51	244,900	282,400	366,500	388,400
52	246,100	284,400	368,200	389,800
53	247,200	286,200	369,700	391,000
54	248,600	288,600	371,200	392,300
55	249,800	290,900	372,700	393,500
56	251,000	293,400	374,200	394,700
57	252,200	295,500	375,700	395,900
58	253,400	298,000	377,100	397,100
59	254,700	300,500	378,500	398,300
60	255,700	303,000	379,800	399,500
61	257,100	305,400	380,700	400,800
62	258,300	307,900	381,900	401,800
63	259,500	310,300	383,100	402,800
64	260,400	312,600	384,200	403,500
65	261,400	314,900	385,100	404,200
66	262,800	317,100	386,300	405,000
67	264,200	319,200	387,300	405,800
68	265,700	321,400	388,400	406,500
69	267,300	323,500	389,500	407,200
70	268,800	325,600	390,600	407,900
71	270,300	327,700	391,700	408,600
72	271,700	329,800	392,800	409,300
73	272,700	331,900	393,900	410,000
74	273,900	334,000	395,000	410,700
75	275,200	336,200	396,100	411,400
76	276,400	338,400	397,200	412,100
77	277,700	340,100	398,100	412,800
78	278,800	342,000	399,000	413,500
79	279,900	343,700	400,000	414,200
80	281,200	345,500	401,000	414,900
81	282,400	347,300	401,800	415,600
82	283,500	349,100	402,600	416,300
83	284,500	350,900	403,300	417,000
84	285,700	352,400	404,100	417,700
85	286,700	353,600	404,800	418,400
86	287,600	355,200	405,500	419,100
87	288,800	356,700	406,300	419,800
88	289,300	358,200	407,000	420,500
89	290,300	359,600	407,600	421,200
90	291,200	360,900	408,300	421,900
91	292,100	362,300	408,800	422,600
92	293,000	363,700	409,500	423,300
93	293,300	365,200	409,900	423,900
94	294,000	366,500	410,300	424,600
95	294,700	367,800	410,600	425,300
96	295,500	369,000	410,900	426,000
97	296,300	370,000	411,200	426,700
98	297,100	371,000	411,500	427,400
99	297,900	372,000	411,800	428,100
100	298,600	373,000	412,000	428,800
101	299,500	373,900	412,200	429,500
102	300,000	374,900	412,500	430,200
103	300,500	375,900	412,800	430,900
104	301,000	376,900	413,000	431,600

主任
役員及
主任
の職
以外
の職

氏名	職名	給与	賞与	退職金	合計	備考
105		301,600	378,100		413,600	
106		302,000	379,000		413,500	
107		302,300	379,500		413,200	
108		302,500	380,500		414,400	
109		302,700	381,700		414,800	
110		302,900	382,700			
111		303,200	383,700			
112		303,500	384,700			
113		303,700	385,300			
114		303,900	386,200			
115		304,100	387,100			
116		304,400	388,000			
117		304,700	388,800			
118		305,000	389,500			
119		305,300	390,300			
120		305,600	391,100			
121		305,800	391,700			
122		306,000	392,500			
123		306,200	393,200			
124		306,500	393,900			
125		306,800	394,500			
126		305,200	395,200			
127		306,700	396,700			
128		306,300	396,300			
129			397,000			
130			397,600			
131			398,100			
132			398,600			
133			398,900			
134			399,200			
135			399,500			
136			399,800			
137			400,100			
138			400,400			
139			400,700			
140			401,000			
141			401,300			
142			401,600			
143			401,900			
144			402,200			
145			402,400			
146			402,700			
147			403,000			
148			403,200			
149			403,400			
150			403,700			
151			404,000			
152			404,200			
153			404,400			
154			404,700			
155			405,000			
156			405,200			
157			405,400			
合計		225,200	271,100	298,100	324,400	408,200
平均		202,300				

備考
1 この表は、中学校及び小学校に勤務する教職職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教職職員のうち、その職務の級が5級である教職職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

氏名	職名	給与	賞与	退職金	合計	備考
105		301,200	377,700		413,200	
106		301,600	378,600		413,500	
107		301,900	379,500		413,800	
108		302,100	380,500		414,000	
109		302,300	381,300		414,200	
110		302,500	382,100			
111		302,700	382,900			
112		303,000	383,900			
113		303,300	384,900			
114		303,500	385,800			
115		303,700	386,700			
116		304,000	387,600			
117		304,300	388,400			
118		304,600	389,100			
119		304,900	389,900			
120		305,200	390,700			
121		305,500	391,500			
122		305,800	392,100			
123		306,100	392,800			
124		306,400	393,500			
125		306,700	394,100			
126		306,000	394,800			
127		307,500	395,300			
128		307,100	395,900			
129			396,600			
130			397,200			
131			397,700			
132			398,200			
133			398,500			
134			398,800			
135			399,100			
136			399,400			
137			399,700			
138			400,000			
139			400,300			
140			400,600			
141			400,900			
142			401,200			
143			401,500			
144			401,800			
145			402,100			
146			402,400			
147			402,700			
148			403,000			
149			403,300			
150			403,600			
151			403,900			
152			404,200			
153			404,500			
154			404,800			
155			405,100			
156			405,400			
157			405,700			
合計		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800
平均		200,600				

備考
1 この表は、中学校及び小学校に勤務する教職職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教職職員のうち、その職務の級が5級である教職職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別添第三(第五関係)

教 育 職 給 料 表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	181,200	216,000	275,300	345,800	477,000
	2	183,700	218,100	278,300	348,800	479,200
	3	186,300	222,100	281,100	351,900	481,400
	4	189,000	222,200	283,900	355,200	483,500
	5	191,700	224,100	286,700	358,000	485,400
	6	194,500	226,100	289,500	360,100	487,300
	7	197,300	228,200	291,600	362,400	489,200
	8	200,200	230,200	294,000	365,000	491,100
	9	203,100	232,400	296,400	367,300	493,100
	10	206,100	234,800	299,000	369,500	495,100
	11	209,000	237,200	301,400	371,800	497,000
	12	211,900	239,600	304,000	373,900	498,900
	13	214,800	241,600	306,200	375,900	500,600
	14	216,300	243,900	308,200	378,400	502,400
	15	218,100	246,200	310,300	380,900	504,200
	16	219,800	248,500	312,200	383,300	506,100
	17	221,500	250,700	314,800	385,200	507,800
	18	223,200	253,800	317,200	387,500	509,500
	19	225,000	256,000	319,600	389,800	511,300
	20	226,600	259,000	322,000	392,100	513,200
	21	228,500	262,800	324,400	394,500	514,800
	22	230,400	265,800	327,300	397,000	516,400
	23	232,400	268,700	330,000	399,700	518,000
	24	234,400	271,600	333,100	402,300	519,500
	25	236,000	274,400	335,800	404,600	521,000
	26	238,000	277,000	338,600	407,100	522,400
	27	239,900	279,500	341,300	409,400	523,800
	28	241,900	282,200	344,200	411,900	525,100
	29	243,600	285,000	347,000	413,700	526,200
	30	245,500	287,200	349,500	416,200	527,200
	31	247,500	289,200	352,100	418,500	528,200
	32	249,500	291,400	354,500	420,900	529,200
	33	251,300	293,300	356,900	422,500	530,000
	34	253,300	295,400	359,400	424,800	530,800
	35	255,300	297,600	361,400	427,000	531,700
	36	257,100	299,600	363,500	429,300	532,600
	37	259,500	301,600	365,500	431,300	533,400
	38	260,200	303,500	367,600	433,500	534,200
	39	261,700	305,200	369,800	435,800	534,900
	40	263,300	307,000	372,000	438,100	535,600
	41	264,900	308,700	374,200	440,500	536,000
	42	266,100	310,900	376,200	442,700	536,300
	43	267,000	313,000	378,300	445,100	537,000
	44	268,100	315,400	380,400	447,500	537,500

別添第三(第五関係)

教 育 職 給 料 表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	179,400	214,200	273,900	344,500	476,600
	2	182,000	216,300	276,900	347,500	478,800
	3	184,600	218,400	279,700	350,500	481,000
	4	187,300	220,500	282,500	353,900	483,100
	5	190,000	222,400	285,300	356,800	485,000
	6	192,800	224,500	287,900	358,900	486,900
	7	195,600	226,600	290,200	361,200	488,800
	8	198,500	228,600	292,600	363,800	490,700
	9	201,400	230,800	295,100	366,200	492,700
	10	204,400	233,200	297,700	368,400	494,700
	11	207,300	235,600	300,100	370,700	496,600
	12	210,200	238,000	302,700	372,800	498,500
	13	212,900	240,200	305,000	374,900	500,200
	14	214,600	242,500	307,000	377,400	502,000
	15	216,400	244,800	309,100	379,900	503,800
	16	218,100	247,100	311,000	382,300	505,700
	17	219,800	249,400	313,400	384,400	507,400
	18	221,600	251,600	316,000	386,700	509,100
	19	223,400	253,800	318,400	389,000	510,900
	20	225,000	256,000	320,800	391,300	512,800
	21	226,900	258,200	323,200	393,700	514,400
	22	228,800	260,400	325,600	396,200	516,000
	23	230,800	262,700	328,000	398,900	517,600
	24	232,800	265,000	330,100	401,500	519,100
	25	234,600	267,300	332,200	403,900	520,600
	26	236,500	269,600	334,700	406,400	522,000
	27	238,500	272,000	337,500	408,700	523,400
	28	240,500	274,300	340,200	411,200	524,700
	29	242,300	276,600	342,700	413,000	525,800
	30	244,200	279,000	345,900	415,500	526,800
	31	246,200	281,300	348,400	417,900	527,800
	32	248,200	283,600	351,000	420,300	528,800
	33	250,000	285,900	353,900	421,900	529,600
	34	252,000	288,000	356,100	424,200	530,400
	35	254,000	290,200	358,400	426,400	531,300
	36	256,000	292,400	361,000	428,700	532,200
	37	257,300	294,500	363,500	430,900	533,000
	38	258,600	296,600	366,000	433,100	533,900
	39	260,000	298,600	368,900	435,400	534,800
	40	261,500	300,600	371,200	437,700	535,600
	41	263,000	302,600	373,400	440,100	536,000
	42	264,500	304,600	375,400	442,300	536,300
	43	266,000	306,600	377,500	444,700	537,000
	44	267,000	308,600	379,600	447,100	537,500

行番	品名	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
45	在任 用職 員 及 仕 立 掛 金 の 取 引	289,000	317,400	381,900	449,600	538,400	289,000	317,400	381,900	449,600	538,400	289,000	317,400
46		289,900	319,500	383,900	451,600	539,100	289,900	319,500	383,900	451,600	539,100	289,900	319,500
47		270,700	321,700	385,700	453,700	539,700	270,700	321,700	385,700	453,700	539,700	270,700	321,700
48		271,500	324,200	387,700	455,900	540,300	271,500	324,200	387,700	455,900	540,300	271,500	324,200
49		272,400	326,500	389,600	458,100	540,800	272,400	326,500	389,600	458,100	540,800	272,400	326,500
50		273,100	328,900	390,400	460,200		273,100	328,900	390,400	460,200		273,100	328,900
51		273,800	331,200	392,000	462,500		273,800	331,200	392,000	462,500		273,800	331,200
52		274,600	333,300	393,800	464,700		274,600	333,300	393,800	464,700		274,600	333,300
53		275,500	335,500	394,800	466,500		275,500	335,500	394,800	466,500		275,500	335,500
54		276,300	337,500	395,400	468,100		276,300	337,500	395,400	468,100		276,300	337,500
55	277,200	339,400	397,900	469,800		277,200	339,400	397,900	469,800		277,200	339,400	
56	278,100	341,200	399,600	471,600		278,100	341,200	399,600	471,600		278,100	341,200	
57	278,900	342,900	400,900	473,000		278,900	342,900	400,900	473,000		278,900	342,900	
58	280,200	344,800	402,600	474,100		280,200	344,800	402,600	474,100		280,200	344,800	
59	281,300	346,500	404,200	475,200		281,300	346,500	404,200	475,200		281,300	346,500	
60	282,700	348,500	405,800	476,300		282,700	348,500	405,800	476,300		282,700	348,500	
61	283,800	350,300	407,100	477,400		283,800	350,300	407,100	477,400		283,800	350,300	
62	285,200	352,100	408,700	478,500		285,200	352,100	408,700	478,500		285,200	352,100	
63	286,500	354,000	410,200	479,600		286,500	354,000	410,200	479,600		286,500	354,000	
64	287,700	355,800	411,800	480,700		287,700	355,800	411,800	480,700		287,700	355,800	
65	289,800	357,500	413,200	481,700		289,800	357,500	413,200	481,700		289,800	357,500	
66	290,100	359,400	414,200	482,800		290,100	359,400	414,200	482,800		290,100	359,400	
67	291,400	361,100	415,200	483,800		291,400	361,100	415,200	483,800		291,400	361,100	
68	292,700	362,900	416,100	484,900		292,700	362,900	416,100	484,900		292,700	362,900	
69	293,800	364,400	417,100	485,800		293,800	364,400	417,100	485,800		293,800	364,400	
70	294,700	366,100	418,100	486,800		294,700	366,100	418,100	486,800		294,700	366,100	
71	295,500	367,800	419,200	487,800		295,500	367,800	419,200	487,800		295,500	367,800	
72	296,700	369,500	420,100	488,900		296,700	369,500	420,100	488,900		296,700	369,500	
73	297,800	370,800	420,800	489,800		297,800	370,800	420,800	489,800		297,800	370,800	
74	298,800	372,400	421,600	490,800		298,800	372,400	421,600	490,800		298,800	372,400	
75	299,500	373,800	422,600	491,800		299,500	373,800	422,600	491,800		299,500	373,800	
76	301,000	375,400	423,600	492,800		301,000	375,400	423,600	492,800		301,000	375,400	
77	301,700	377,000	424,600	493,700		301,700	377,000	424,600	493,700		301,700	377,000	
78	302,600	378,700	425,600	494,500		302,600	378,700	425,600	494,500		302,600	378,700	
79	303,400	380,300	426,600	495,400		303,400	380,300	426,600	495,400		303,400	380,300	
80	304,300	381,900	427,500	496,300		304,300	381,900	427,500	496,300		304,300	381,900	
81	305,000	383,400	428,200	497,100		305,000	383,400	428,200	497,100		305,000	383,400	
82	306,800	384,900	429,100	497,900		306,800	384,900	429,100	497,900		306,800	384,900	
83	308,800	386,400	430,000	498,700		308,800	386,400	430,000	498,700		308,800	386,400	
84	307,700	388,000	430,800	499,500		307,700	388,000	430,800	499,500		307,700	388,000	
85	309,100	389,000	431,700	500,000		309,100	389,000	431,700	500,000		309,100	389,000	
86	308,800	390,300	432,500	500,700		308,800	390,300	432,500	500,700		308,800	390,300	
87	309,500	391,700	433,300	501,500		309,500	391,700	433,300	501,500		309,500	391,700	
88	310,400	393,000	434,200	502,300		310,400	393,000	434,200	502,300		310,400	393,000	
89	311,300	394,400	434,900	503,000		311,300	394,400	434,900	503,000		311,300	394,400	
90	312,100	395,800	435,400	503,800		312,100	395,800	435,400	503,800		312,100	395,800	
91	312,900	396,600	436,000	504,400		312,900	396,600	436,000	504,400		312,900	396,600	
92	313,600	397,800	436,400	504,800		313,600	397,800	436,400	504,800		313,600	397,800	
93	314,300	398,600	436,900	505,300		314,300	398,600	436,900	505,300		314,300	398,600	
94	315,000	399,700	437,800	505,900		315,000	399,700	437,800	505,900		315,000	399,700	
95	315,700	400,800	437,800	506,400		315,700	400,800	437,800	506,400		315,700	400,800	
96	316,400	401,800	438,200	506,900		316,400	401,800	438,200	506,900		316,400	401,800	

97	316,800	402,700	438,400			
98	317,200	403,700	438,800			
99	317,600	404,700	439,100			507,300
100	318,000	405,600	439,500			
101	318,300	406,400	439,700			
102	318,700	407,400	440,000			
103	319,000	408,400	440,300			
104	319,400	409,400	440,500			
105	319,900	410,000	440,800			
106	320,300	410,700	441,100			
107	320,800	411,000	441,400			
108	321,300	411,000	441,500			
109	321,700	412,500	441,800			
110	322,200	412,200	442,100			
111	322,600	413,200	442,400			
112	323,100	413,500	442,500			
113	323,400	413,700	442,500			
114	323,900	414,000	441,000			
115	324,300	414,300	441,000			
116	324,800	414,500	441,000			
117	325,100	414,600	441,000			
118	325,500	415,100	441,000			
119	326,000	415,400	441,000			
120	326,500	415,600	441,000			
121	326,700	415,900	441,000			
122	327,100	416,100	441,000			
123	327,600	416,400	441,000			
124	327,900	416,600	441,000			
125	328,100	416,800	441,000			
126	328,400	416,800	441,000			
127	328,900	416,800	441,000			
128	329,400	416,800	441,000			
129	329,600	416,800	441,000			
130	330,000	416,800	441,000			
131	330,500	416,800	441,000			
132	330,900	416,800	441,000			
133	331,100	416,800	441,000			
134	331,500	416,800	441,000			
135	332,000	416,800	441,000			
136	332,200	416,800	441,000			
137	332,500	416,800	441,000			
138	332,900	416,800	441,000			
139	333,300	416,800	441,000			
140	333,700	416,800	441,000			
141	334,200	416,800	441,000			
兼任 用職 員	247,700	293,300	310,700	375,600	469,000	
任期 付職 員	214,600					

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

97	316,400	402,300	438,000			
98	316,800	403,300	438,400			
99	317,200	404,300	438,700			506,900
100	317,600	405,200	439,000			
101	317,900	406,000	439,300			
102	318,300	407,000	439,600			
103	318,600	408,000	439,900			
104	319,000	409,000	440,200			
105	319,500	409,600	440,400			
106	319,900	410,300	440,700			
107	320,400	411,000	441,000			
108	320,900	411,000	441,200			
109	321,300	412,100	441,400			
110	321,800	412,500	441,700			
111	322,200	412,800	442,000			
112	322,700	413,100	442,200			
113	323,000	413,300	442,400			
114	323,500	413,600	441,000			
115	323,900	413,900	441,000			
116	324,400	414,200	441,000			
117	324,700	414,400	441,000			
118	325,100	414,700	441,000			
119	325,500	415,000	441,000			
120	326,100	415,200	441,000			
121	326,300	415,400	441,000			
122	326,700	415,700	441,000			
123	327,200	416,000	441,000			
124	327,500	416,200	441,000			
125	327,700	416,400	441,000			
126	328,000	416,400	441,000			
127	328,500	416,400	441,000			
128	329,000	416,400	441,000			
129	329,200	416,400	441,000			
130	329,600	416,400	441,000			
131	330,100	416,400	441,000			
132	330,500	416,400	441,000			
133	330,700	416,400	441,000			
134	331,100	416,400	441,000			
135	331,600	416,400	441,000			
136	331,900	416,400	441,000			
137	332,100	416,400	441,000			
138	332,500	416,400	441,000			
139	332,900	416,400	441,000			
140	333,300	416,400	441,000			
141	333,800	416,400	441,000			
兼任 用職 員	247,300	292,900	310,300	375,200	468,600	
任期 付職 員	212,900					

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

山梨県学校職員給与条例新旧対照表 (第一二条関係)

新

旧

<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る孫</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのい ずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等 」という。)については一人につき六千五百円(山梨県職員給与 条例別表第一の行政職給料表の適用を受ける者でその職務の級が</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る孫</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族(次条第三 項において「扶養親族たる配偶者」という。)については一万円 、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」とい う。)については一人につき一万円、同項第三号から第六号まで</p>
--	---

八級であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定める教育職員（次条第三項第三号及び第四号において「行八級相当教育職員」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項及び次条第三項第五号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教育職員は、直ちにその旨

を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養

のいずれかに該当する扶養親族（次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項及び次条第三項第三号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教育職員は直ちに、その旨（新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養

親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が教育職員となつた日、教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる父母等がある教育職員であつて扶養親族たる子がないものが配偶者のない教育職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる父母等がある教育職員であつて扶養親族たる子がないものが配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が教育職員となつた日、教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その

じた日の属する月の翌月（その 日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における

事実が生

扶養手当の支給

額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた

の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている教育職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者でない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた

場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級相当教育職員が行八級相当教育職員以外の教育職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で行八級相当教育職員以外のものが行八級相当教育職員となつた場合

五 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4 略

(地域手当)

第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、県内の地域に在勤する教育職員にあつては百分の二・七五を、人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員にあつては次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一七 略

場合

三 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4 略

(地域手当)

第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内の地域及び人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、県内の地域に在勤する教育職員にあつては百分の三・五を、人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員にあつては次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一七 略

3 略

(期末手当)

第二十二條 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十

(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二十二條の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の百十

を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 5 6 略

(勤勉手当)

3 略

(期末手当)

第二十二條 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二十二條の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」とする。

4 5 6 略

(勤勉手当)

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 略

附則

1 略

7 当分の間、第五条各号に掲げる給料表の適用については、これ

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額

3 略

附則

1 略

らの表に定める給料月額に、給料月額に、当該給料月額に百分の
○・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例新旧
対照表（第二条関係）

新

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 略

第七条 略

第八条 略

第八条 略

2 略

2 略

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二
條第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五
」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」と
、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事
委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定に
より任期を定めて採用された職員」とする。

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二
條第二項中「百分の百二十二・五」及び「百分の百三十七・五
」とあるのは「百分の百六十五」と
、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事
委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期
付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定に
より任期を定めて採用された職員」とする。

4 略

4 略

山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例新旧
対照表（第四条関係）

新

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）
第七条 略

（特定任期付職員の給与に関する特例）
第七条 略

第八条 略

第八条 略

2 略

2 略

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二
條第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百六十七
・五」と、

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例
に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二
條第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五
・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」と、

同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委
員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定によ
り任期を定めて採用された職員」とする。

同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委
員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付
職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定によ
り任期を定めて採用された職員」とする。

4 略

4 略

別表第一 (第五条関係)

教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	
	50	245,100	308,800	369,600	418,100	
	51	246,300	311,300	371,500	419,700	
	52	247,800	313,600	373,500	421,200	

再任職
用員及
び任期
付職員
以外の
職員

53	249,000	315,800	375,300	422,900
54	250,200	318,000	377,100	424,400
55	251,600	320,100	378,900	426,000
56	252,700	322,300	380,600	427,600
57	254,000	324,200	382,100	429,100
58	255,100	326,300	383,700	430,600
59	256,200	328,400	385,400	431,800
60	257,400	330,400	387,100	433,000
61	258,700	332,500	388,300	434,200
62	259,800	334,600	389,700	435,500
63	261,200	336,800	391,100	436,800
64	262,300	339,000	392,400	438,000
65	263,600	340,700	393,800	439,200
66	265,100	342,900	395,000	440,400
67	266,600	344,900	396,400	441,600
68	268,300	347,100	397,800	442,800
69	269,700	348,900	399,100	444,000
70	271,100	350,800	400,400	445,200
71	272,500	352,800	401,800	446,400
72	273,900	354,800	403,100	447,600
73	275,000	356,400	404,400	448,700
74	276,400	358,300	405,800	449,300
75	277,800	360,100	407,200	449,800
76	279,000	362,000	408,500	450,300
77	280,200	363,800	409,700	450,800
78	281,400	365,500	410,900	
79	282,600	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		

	117	317,400	408,500			
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
任期付職員		202,300				

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	
	40	229,400	259,400	349,800	372,900	
	41	231,000	262,000	351,300	374,000	
	42	232,700	264,400	353,100	375,400	
	43	234,300	266,600	354,700	376,800	
	44	235,900	268,800	356,400	378,300	
	45	237,600	270,900	358,200	379,700	
	46	239,100	273,100	359,900	381,300	
	47	240,400	275,300	361,200	382,900	
	48	241,800	277,300	362,800	384,400	

再任
用員及
び任期付
職員
以外
の職員

49	243,000	279,600	364,000	385,800
50	244,400	281,600	365,500	387,300
51	245,900	283,500	367,100	388,800
52	247,100	285,500	368,700	390,200
53	248,200	287,300	370,100	391,400
54	249,600	289,700	371,600	392,700
55	250,800	292,000	373,100	393,800
56	252,000	294,500	374,600	394,900
57	253,200	296,500	376,100	396,300
58	254,400	299,000	377,500	397,500
59	255,500	301,300	378,900	398,700
60	256,700	304,000	380,200	400,000
61	258,100	306,400	381,100	401,200
62	259,100	308,800	382,300	402,200
63	260,300	311,300	383,500	403,600
64	261,200	313,600	384,600	404,900
65	262,200	315,800	385,500	406,100
66	263,600	318,000	386,700	407,200
67	265,000	320,100	387,700	408,400
68	266,400	322,300	388,800	409,500
69	268,000	324,200	390,000	410,500
70	269,500	326,300	391,000	411,700
71	271,000	328,400	392,100	412,900
72	272,400	330,400	393,300	414,100
73	273,400	332,500	394,300	414,700
74	274,600	334,600	395,400	415,500
75	275,900	336,800	396,500	416,200
76	277,100	339,000	397,600	416,700
77	278,300	340,700	398,500	417,000
78	279,400	342,600	399,400	417,400
79	280,600	344,300	400,400	417,800
80	281,800	346,100	401,400	418,200
81	283,000	347,900	402,200	418,500
82	283,900	349,700	403,000	418,900
83	285,100	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	

105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			
116	304,400	388,000			
117	304,700	388,800			
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
任期付職員	202,300				

備考

- この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第五条関係)

教 育 職 給 料 表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	181,200	216,000	275,300	345,800	477,000
	2	183,700	218,100	278,300	348,800	479,200
	3	186,300	220,100	281,100	351,900	481,400
	4	189,000	222,200	283,900	355,200	483,500
	5	191,700	224,100	286,700	358,000	485,400
	6	194,500	226,100	289,300	360,100	487,300
	7	197,300	228,200	291,600	362,400	489,200
	8	200,200	230,200	294,000	365,000	491,100
	9	203,100	232,400	296,400	367,300	493,100
	10	206,100	234,800	299,000	369,500	495,100
	11	209,000	237,200	301,400	371,800	497,000
	12	211,900	239,600	304,000	373,900	498,900
	13	214,600	241,600	306,200	375,900	500,600
	14	216,300	243,900	308,200	378,400	502,400
	15	218,100	246,200	310,300	380,900	504,200
	16	219,800	248,500	312,200	383,300	506,100
	17	221,500	250,700	314,600	385,200	507,800
	18	223,200	253,800	317,200	387,500	509,500
	19	225,000	256,900	319,600	389,800	511,300
	20	226,600	260,000	322,000	392,100	513,200
	21	228,500	262,800	324,400	394,500	514,800
	22	230,400	265,800	327,300	397,000	516,400
	23	232,400	268,700	330,000	399,700	518,000
	24	234,400	271,600	333,100	402,300	519,500
	25	236,000	274,400	335,800	404,600	521,000
	26	238,000	277,000	338,600	407,100	522,400
	27	239,900	279,500	341,300	409,400	523,800
	28	241,900	282,200	344,200	411,900	525,100
	29	243,600	285,000	347,000	413,700	526,200
	30	245,500	287,200	349,500	416,200	527,200
	31	247,500	289,200	352,100	418,500	528,200
	32	249,500	291,400	354,500	420,900	529,200
	33	251,300	293,300	356,900	422,500	530,000
	34	253,300	295,400	359,100	424,800	530,800
	35	255,200	297,600	361,400	427,000	531,700
	36	257,100	299,600	363,500	429,300	532,600
	37	258,500	301,600	365,500	431,300	533,400
	38	260,200	303,500	367,600	433,500	534,300
	39	261,700	305,200	369,800	435,800	534,900
	40	263,300	307,000	372,000	438,100	535,400
	41	264,900	308,700	374,200	440,500	536,000
	42	266,100	310,900	376,200	442,700	536,700
	43	267,000	313,000	378,300	445,100	537,400
	44	268,100	315,400	380,400	447,500	537,900

再任職
及
期付
職員
以外
の職
員

45	269,000	317,400	381,900	449,600	538,400
46	269,900	319,500	383,900	451,600	539,100
47	270,700	321,700	385,700	453,700	539,700
48	271,500	324,200	387,700	455,900	540,300
49	272,400	326,500	388,600	458,100	540,800
50	273,100	328,900	390,400	460,200	
51	273,800	331,200	392,000	462,500	
52	274,600	333,300	393,800	464,700	
53	275,500	335,500	394,800	466,500	
54	276,300	337,500	396,400	468,100	
55	277,200	339,400	397,900	469,800	
56	278,100	341,200	399,600	471,600	
57	278,900	342,900	400,900	473,000	
58	280,200	344,800	402,600	474,100	
59	281,300	346,500	404,200	475,200	
60	282,700	348,500	405,800	476,300	
61	283,800	350,300	407,100	477,400	
62	285,200	352,100	408,700	478,500	
63	286,500	354,000	410,200	479,600	
64	287,700	355,800	411,800	480,700	
65	288,800	357,500	413,200	481,700	
66	290,100	359,400	414,200	482,800	
67	291,400	361,100	415,200	483,800	
68	292,700	362,900	416,100	484,900	
69	293,800	364,400	417,100	485,800	
70	294,700	366,100	418,100	486,800	
71	295,700	367,800	419,200	487,800	
72	296,700	369,500	420,100	488,900	
73	297,800	370,800	420,800	489,800	
74	298,800	372,400	421,600	490,800	
75	299,900	373,800	422,600	491,800	
76	301,000	375,400	423,600	492,800	
77	301,700	377,000	424,600	493,700	
78	302,600	378,700	425,600	494,500	
79	303,400	380,300	426,600	495,400	
80	304,300	381,900	427,500	496,300	
81	305,000	383,400	428,200	497,100	
82	305,900	384,900	429,100	497,900	
83	306,800	386,400	430,000	498,700	
84	307,700	388,000	430,800	499,500	
85	308,100	389,000	431,700	500,000	
86	308,800	390,300	432,500	500,700	
87	309,500	391,700	433,300	501,500	
88	310,400	393,000	434,200	502,300	
89	311,300	394,400	434,900	503,000	
90	312,100	395,500	435,400	503,800	
91	312,900	396,600	436,000	504,400	
92	313,600	397,800	436,400	504,800	
93	314,300	398,600	436,900	505,300	
94	315,000	399,700	437,400	505,900	
95	315,700	400,800	437,800	506,400	
96	316,400	401,800	438,200	506,900	

	97	316,800	402,700	438,400	507,300	
	98	317,200	403,700	438,800		
	99	317,600	404,700	439,100		
	100	318,000	405,600	439,400		
	101	318,300	406,400	439,700		
	102	318,700	407,400	440,000		
	103	319,000	408,400	440,300		
	104	319,400	409,400	440,600		
	105	319,900	410,000	440,800		
	106	320,300	410,700	441,100		
	107	320,800	411,400	441,400		
	108	321,300	412,000	441,600		
	109	321,700	412,500	441,800		
	110	322,200	412,900	442,100		
	111	322,600	413,200	442,400		
	112	323,100	413,500	442,600		
	113	323,400	413,700	442,800		
	114	323,900	414,000			
	115	324,300	414,300			
	116	324,800	414,600			
	117	325,100	414,800			
	118	325,500	415,100			
	119	326,000	415,400			
	120	326,500	415,600			
	121	326,700	415,800			
	122	327,100	416,100			
	123	327,600	416,400			
	124	327,900	416,600			
	125	328,100	416,800			
	126	328,400				
	127	328,900				
	128	329,400				
	129	329,600				
	130	330,000				
	131	330,500				
	132	330,900				
	133	331,100				
	134	331,500				
	135	332,000				
	136	332,200				
	137	332,500				
	138	332,900				
	139	333,300				
	140	333,700				
	141	334,200				
再任用職員		247,700	293,300	310,700	375,600	469,000
任期付職員		214,600				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

うに改正する。	第四条	と、「百分の百三十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。	第八条第三項中「及び「百分の百三十七・五」を「とあるのは「百分の百六十五」	梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。	第三条	(山梨県一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)	とする。	一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額	料月額は、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に	7	当分の間、第五条各号に掲げる給料表の適用については、これらの表に定める給	附則に次の一項を加える。	を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。
---------	-----	--	---------------------------------------	--------------------------	-----	--------------------------------------	------	---------------------------------------	---------------------------------------	---	--------------------------------------	--------------	-------------------------------------

委員	表	の	定	第	(に	て	正	は	第	(は
会	の	適	に	三	平	よ	支	前	、	二	給	同
規	適	用	よ	条	成	る	給	の	第	条	与	年
則	用	に	る	平	三	給	さ	山	一	改	の	十
で	を	つ	改	十	二	与	れ	梨	条	正	内	二
定	受	い	正	一	年	の	た	県	の	後	払	月
め	け	て	の	年	三	内	給	一	規	条	）	一
る	る	は	山	四	月	払	与	般	定	例		日
教	者	、	梨	月	三	と	は	職	に	又		か
育	で	第	県	一	十	み	、	の	よ	は		ら
職	そ	十	学	日	一	な	そ	任	る	改		適
員	の	二	校	か	日	す	れ	期	改	正		用
(職	条	職	ら	ま	。	ぞ	付	前	後		す
次	務	第	員	平	で		れ	職	の	の		。
条	の	三	給	成	間		第	員	採	任		
第	級	項	与	三	に		一	の	用	期		
三	が	中	条	十	お		条	採	及	付		
項	八	一	例	二	け		改	及	び	職		
第	級	(第	年	る		正	給	与	員		
三	で	山	十	三	扶		後	の	特	給		
号	あ	梨	二	月	養		条	与	例	条		
及	る	県	条	三	手		例	与	に	例		
第	も	職	第	十	当		改	の	関	の		
四	の	員	三	一	に		正	特	す	規		
号	に	給	項	日	関		後	る	る	定		
に	相	与	及	ま	す		の	任	適	を		
お	当	条	び	で	る		期	期	用	適		
い	す	例	第	の	教		付	付	す	用		
て	る	別	十	間	育		職	職	る	す		
一	教	表	三	は	員		員	員	場	る		
行	職	第	条	、	と		条	条	合	場		
八	し	一	第	第	し		例	例	に	合		
級	て	の	三	二	人		に	の	お	に		
相	人	行	項	条	事		基	規	い	お		
当	事	政	の	の			づ	定	て	い		
教	給	職	規	規			い	に	て	て		
	料	給	定	規				よ				
		料	定	規				る				
								改				
								正				
								の				
								規				
								定				
								に				
								よ				
								る				
								改				
								正				
								前				
								の				
								山				
								梨				
								県				
								一				
								般				
								職				
								の				
								任				
								期				
								付				
								職				
								員				
								の				
								採				
								用				
								及				
								び				
								給				
								与				
								条				
								例				
								又				
								は				
								第				
								三				
								条				
								の				
								規				
								定				
								に				
								よ				
								る				
								改				
								正				
								前				
								の				
								山				
								梨				
								県				
								一				
								般				
								職				
								の				
								任				
								期				
								付				
								職				
								員				
								の				
								採				
								用				
								及				
								び				
								給				
								与				
								条				
								例				
								又				
								は				
								第				
								三				
								条				
								の				
								規				
								定				
								に				
								よ				
								る				
								改				
								正				
								前				
								の				
								山				
								梨				
								県				
								一				
								般				
								職				
								の				
								任				
								期				
								付				
								職				
								員				
								の				
								採				
								用				
								及				
								び				
								給				
								与				
								条				
								例				
								又				
								は				
								第				
								三				
								条				
								の				
								規				
								定				
								に				
								よ				
								る				
								改				
								正				
								前				

議案第28号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県図書館協議会委員を、現在の委員に代えて新たに委嘱する。

山梨県図書館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

現山梨県図書館協議会委員は、平成30年12月3日をもって任期満了となることから、その後任者を委嘱する必要がある。

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令

○ 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第二章 公立図書館

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号）

第二条

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県図書館協議会

別表第一（第二条、第四条関係）

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担 任 事 務	委員の 定 数	委員の要件	委員の 任 期
山梨県 図書館 協議会	図書館法（昭和二十五年 法律第百十八号）第十四 号第二項の規定による山 梨県立図書館の運営に関 する事項の調査審議及び 意見の具申に関する事務	十五人	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資 する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年

2 今回の変更について

- ・変更理由 委員任期満了に伴う委嘱・任命
- ・委嘱委員 15名（うち公募委員2名）
- ・任 期 平成30年12月4日から平成32年12月3日まで

議案 第 29 号

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳少年自然の家
指定管理者となる 団体	甲府市川田町517番地
	公益財団法人 山梨県青少年協会
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

第	号	指定管理者の指定の件	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項及び山梨県立	少年自然の家設置及び管理条例（昭和四十八年山梨県条例第十号）第七条第二項の規定	により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。	一 公の施設の施設の名称	二 指定管理者	三 指定の期間	提案理由	指定管理者の指定については、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、	あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。
						山梨県立八ヶ岳少年自然の家	甲府市川田町五百十七番地	平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで			
							公益財団法人山梨県青少年協会				

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の候補者について

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の候補者については、教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳少年自然の家
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	・公益財団法人 山梨県青少年協会
4 指定管理者の候補者	名称：公益財団法人 山梨県青少年協会 住所：甲府市川田町517番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者（公益財団法人 山梨県青少年協会）の提案は、恵まれた自然の中での体験的学習により、心身ともにたくましい少年を育成するなど教育委員会が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。</p> <p>また、本施設や類似施設における運営実績に基づき、安定した運営が可能な職員体制及び経理的基盤を有しているとともに、安全・安心な施設管理が期待できると評価した。</p> <p>なお、効果的な広報活動や八ヶ岳の自然を生かした新たな事業展開など、利用促進を図るため、より一層の工夫に努めるよう求めたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：公認会計士 萩原 勝 委員：山梨大学名誉教授 川村 協平 委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴 委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一 委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、前練馬区立美術館長 若林 覚</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成30年5月24日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p> <p>第2回：平成30年9月19日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館)</p> <p>第3回：平成30年9月20日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場、美術館・文学館・芸術の森公園)</p> <p>第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定</p>

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	公益財団法人 山梨県青少年協会
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	3.5
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.3
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.0
3 施設における自然体験活動普及事業の推進を図るものであること	事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	15	9.0
4 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.3
	施設の維持管理の効率性	5	3.3
5 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.5
6 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	10	7.0
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	10	7.0
7 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	20	20.0
合 計		100	70.9

○提案価格〔4か年〕

候補者 389,506千円（参考：4か年の平均 97,377千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案 第 30 号

山梨県立科学館の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立科学館
指定管理者となる 団体	甲府市湯田二丁目13番1号
	山梨科学推進グループ
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

第	号	指定管理者の指定の件	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項及び山梨県立	科学館設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第三号）第五条第二項の規定により、公	の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。	一 公の施設の名称	山梨県立科学館	二 指定管理者	甲府市湯田二丁目十三番一号	となる団体	山梨科学推進グループ	三 指定の期間	平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	提案理由	あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

山梨県立科学館の指定管理者の候補者について

山梨県立科学館の指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立科学館
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	・山梨科学推進グループ ・公益財団法人 山梨県青少年協会
4 指定管理者の候補者	名称：山梨科学推進グループ <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>(株) テレビ山梨</p> <p>(株) コングレ</p> <p>(株) 東急コミュニティー</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> 住所：甲府市湯田二丁目13番1号
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者（山梨科学推進グループ）の提案は、青少年をはじめとする県民の科学に対する関心と理解を深めるなどの教育委員会が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。特に、他県での科学館運営の実績と、そのネットワークを活用した利用者増加のための手法は高く評価でき、安定した経理的基盤による積極的な広報活動など、サービス向上の効果についても期待ができる。 ○ 公益財団法人 山梨県青少年協会の提案は、長年の経験に基づく安定した運営や、アンケートに基づいた計画などで一定の評価ができるものの、より新しい可能性について、候補者に及ばなかったため次点とした。 <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：公認会計士 萩原 勝</p> <p>委員：山梨大学名誉教授 川村 協平</p> <p>委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴</p> <p>委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一</p> <p>委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、前練馬区立美術館長 若林 寛</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成30年5月24日</p> <p>概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p>

	<p>第2回：平成30年9月19日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館)</p> <p>第3回：平成30年9月20日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野 球場、美術館・文学館・芸術の森公園)</p> <p>第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定</p>
--	--

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	山梨科学推進グループ	(公財) 山梨県青少年協会
1 科学館の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	4.0	3.5
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	2.8	3.5
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8.5	7.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8.5	7.0
3 科学に対する関心と理解を深める事業の推進	事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	15	10.5	12.0
4 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.8	3.8
	施設の維持管理の効率性	5	3.5	4.0
5 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.8	3.5
6 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	10	7.5	7.5
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	10	8.0	6.0
7 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	20	20.0	19.9
合 計		100	80.9	77.7

○提案価格〔4か年〕

候補者 山梨科学推進グループ

1,187,500千円（参考：4か年の平均296,875千円）

(公財) 山梨県青少年協会

1,190,686千円（参考：4か年の平均297,672千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 31 号

山梨県立八代射撃場の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立八代射撃場
指定管理者となる 団体の名称	甲府市小瀬町840番地 公益財団法人山梨県体育協会
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

山梨県立八代射撃場の指定管理者の候補者について

山梨県立八代射撃場の指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立八代射撃場
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	公益財団法人山梨県体育協会
4 指定管理者の候補者	名称：公益財団法人山梨県体育協会 住所：甲府市小瀬町840番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者の提案は、射撃の普及振興を図るなど教育委員会が示した管理運営の方向性に合致するものである。</p> <p>特に、回数券の導入や利用者が多い7月から9月及び3月を無休営業とするなど、利用促進を図るための提案がなされているとともに、これまでの施設の管理運営実績も評価できる。</p> <p>今後は、射撃場のPR活動をより積極的に行い、利用者数の増加に努めるよう求めたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：公認会計士 萩原 勝</p> <p>委員：山梨大学名誉教授 川村 協平</p> <p>委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴</p> <p>委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一</p> <p>委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、前練馬区立美術館長 若林 覚</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成30年5月24日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p> <p>第2回：平成30年9月19日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館)</p> <p>第3回：平成30年9月20日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場、美術館・文学館・芸術の森公園)</p> <p>第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定</p>

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	3.3
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	2.8
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	4.5
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	2.8
	施設の維持管理の効率性	5	3.3
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.0
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	5	2.5
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	2.8
6 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	40	40.0
合 計		100	73.0

○提案価格〔4か年〕

候補者21, 23.5千円(参考:4か年の平均5,309千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 32 号

山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳スケートセンター
指定管理者となる 団体の名称	甲府市小瀬町840番地 公益財団法人山梨県体育協会
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

山梨県八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の候補者について

山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立八ヶ岳スケートセンター
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	公益財団法人山梨県体育協会
4 指定管理者の候補者	名称：公益財団法人山梨県体育協会 住所：甲府市小瀬町840番地
5 候補者の選定理由	(1) 選定理由・講評等 候補者の提案は、スケートの普及振興を図るなど教育委員会 が示した管理運営の方向性に合致するものである。 特に、様々な広告媒体を活用した広報活動や、地元自治体や 関係団体と連携した利用者増の取り組みは評価できる。 なお、PR活動のほかイベントの実施など新たな自主事業を 企画し、利用者数の増加のためのさらなる努力を求めたい。 (2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり
6 指定管理者選定委員 会の概要	(1) 委員会の構成 委員長：公認会計士 萩原 勝 委員：山梨大学名誉教授 川村 協平 委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴 委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一 委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、 前練馬区立美術館長 若林 覚 (2) 審査日時 第1回：平成30年5月24日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定 第2回：平成30年9月19日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館) 第3回：平成30年9月20日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場、 美術館・文学館・芸術の森公園) 第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	3.8
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.8
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.0
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.3
	施設の維持管理の効率性	5	3.3
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.0
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	5	3.0
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	2.8
6 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	40	40.0
合 計		100	79.0

○提案価格〔4か年〕

候補者191,910千円（参考：4か年の平均47,978千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 33 号

山梨県立飯田野球場の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立飯田野球場
指定管理者となる 団体の名称	甲府市富竹3丁目1番3号 株式会社富士グリーンテック
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

山梨県立飯田野球場の指定管理者の候補者について

山梨県立飯田野球場の指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立飯田野球場
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	株式会社富士グリーンテック
4 指定管理者の候補者	名称：株式会社富士グリーンテック 住所：甲府市富竹3丁目1番3号
5 候補者の選定理由	(1) 選定理由・講評等 候補者の提案は、野球の普及振興を図るなど教育委員会が示した管理運営の方向性に合致するものである。 野球の利用がない日にグラウンドゴルフの利用促進を行うなど、施設の稼働率を高めるための提案がなされているとともに、これまでの施設管理実績も評価できる。 今後も、本施設の効果的な利用への取り組みと利用者へのきめ細やかな対応に努めるよう求めたい。 (2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり
6 指定管理者選定委員会の概要	(1) 委員会の構成 委員長：公認会計士 萩原 勝 委員：山梨大学名誉教授 川村 協平 委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴 委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一 委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、前練馬区立美術館長 若林 寛 (2) 審査日時 第1回：平成30年5月24日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定 第2回：平成30年9月19日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館) 第3回：平成30年9月20日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場、美術館・文学館・芸術の森公園) 第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	施設運営の実施方針	5	4.3
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.8
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.5
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	4.5
	施設の維持管理の効率性	5	4.0
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	7.5
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	5	3.5
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	3.8
6 施設の管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	40	40.0
合 計		100	83.4

○提案価格〔4か年〕

候補者31, 765千円（参考：4か年の平均7, 942千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 34 号

山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園
指定管理者となる 団体の名称	甲府市貢川一丁目4番27号 SPS・桔梗屋・KBS共同事業体
指定の期間	平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の指定管理者の候補者について

山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園の指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園
2 指定の期間	平成31年4月1日～平成35年3月31日
3 応募団体	SPS・桔梗屋・KBS共同事業体
4 指定管理者の候補者	<p>名称：SPS・桔梗屋・KBS共同事業体</p> <p>〔(株)SPSやまなし (株)桔梗屋 甲府ビルサービス(株)〕</p> <p>住所：甲府市貢川1丁目4番27号</p>
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者の提案は、美術及び文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図るため、優れた美術及び文学を鑑賞する機会を提供するなどの施設の設置目的を十分に理解したうえの提案であり、教育委員会が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。</p> <p>また、現在の指定管理期間に実施したマーケティングリサーチの分析等を踏まえた継続性のある広報活動や芸術の森公園を使った賑わいの創出への取組を評価するとともに、ソーシャルメディアの活用など新たな広報活動や中長期的な視点に立った着実な施設維持管理・植栽管理方法の提案を評価した。</p> <p>なお、学芸部門とのより一層の連携を図るよう求めたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：公認会計士 萩原 勝</p> <p>委員：山梨大学名誉教授 川村 協平</p> <p>委員：山梨学院大学現代ビジネス学部教授 長倉 富貴</p> <p>委員：山梨大学大学院総合研究部教育学域教授 宮崎 淳一</p> <p>委員：元サントリー宣伝事業部長・文化事業部長、前練馬区立美術館長 若林 覚</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成30年5月24日</p> <p>概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p> <p>第2回：平成30年9月19日</p> <p>概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査 (青少年センター、八ヶ岳少年自然の家、科学館)</p> <p>第3回：平成30年9月20日</p> <p>概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査</p>

	(八代射撃場、八ヶ岳スケートセンター、飯田野球場、 美術館・文学館・芸術の森公園) 第4回：平成30年9月27日 概要：指定管理者候補者の選定
--	--

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	管理運営方針	5	4.3
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	4.0
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	利用促進を図るための具体的手法及び期待される効果	10	8.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	7.0
3 事業計画の内容が、施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	適正かつ効率的な施設の管理運営	15	13.5
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を確保するための具体的手法及び期待される効果	5	4.5
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	4.5
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	4.5
6 施設の管理運営に係る経費	提案価格	40	40.0
合 計		100	90.3

○提案価格〔4か年〕

候補者 1, 632, 315千円 (参考：4か年の平均 408, 079千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 35 号

平成27年(ワ)第227号損害賠償請求事件訴訟の対応について(追加)

(内容別紙)

平成30年11月21日(水)

課室名 高校改革・特別支援教育課

件名	<p>峡南地域の新設高等学校に係わる校名募集について</p>
経緯	<p>○ 峡南地域の新設高等学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開校の時期 平成32年4月(予定) ・校舎建設地 現市川高等学校とその隣接地 ・設置学科 普通科・工業科・商業科
内容	<p>○ 峡南地域の新設高等学校について、地域や県民に親しまれる学校とするため、広く県民を中心に校名に関するアイデアを募集する。</p> <p>1 募集期間 平成30年12月11日(火)～平成31年1月25日(金)</p> <p>2 募集方法</p> <p>① 中学生、高校生については、専用の応募用紙を学校に配布し、回収する。</p> <p>② 一般からの応募については、官製ハガキまたは高校改革・特別支援教育課宛でのメールによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E-mail: koukai-tokushi@pref.yamanashi.lg.jp ・記載事項「高等学校の名称、ふりがな、その理由」、「氏名・住所・年齢電話番号」 <p>3 周知方法</p> <p>広く校名を募集するため、「校名募集」のちらしを作成し関係者に配付するとともに、次のような広報手段を適宜活用する。</p> <p>① ちらし・応募用紙の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各公立中学校 ・各県立高等学校及び各県立特別支援学校 <p>② テレビ、ラジオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオスポット等で紹介 <p>③ 広報紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の広報紙「ふれあい」等に掲載 <p>④ インターネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校改革・特別支援教育課ホームページに掲載

(平成30年11月21日 定例教育委員会)

課名

社会教育課

件名

山梨県立青少年センターの指定管理者の指定について

内容

公の施設の名称 山梨県立青少年センター
 指定管理者となる団体の名称 甲府市川田町517番地 公益財団法人 山梨県青少年協会
 指定の期間 平成31年4月1日～平成35年3月31日

選定理由 候補者(公益財団法人 山梨県青少年協会)の提案は、青少年に活動の場を提供し、健全育成を図るなどの県が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。
 また、長年の運営実績に基づく職員体制や職員研修計画が提案されている点、青少年健全育成に関する事業が提案されている点などから、安定的な施設運営が期待できると評価した。
 なお、事業の広報活動により利用者増加を図り、収入確保のためのより一層の努力を求めたい。

選定基準及び採点結果

選定基準	審査項目	配点	候補者
①青少年センターの管理運営の方針等の総合的な事項	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	5	3.8
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.3
②事業計画の内容が青少年センターの効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.0
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5.5
③青少年健全育成に関する事項の推進を図るものであること	事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	15	9.0
④事業計画の内容が施設の適正かつ効果的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.5
	施設の維持管理の効率性	5	3.3
⑤県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.3
⑥事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる体制	10	7.0
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	10	6.5
⑦青少年センターの管理運営に係る経費	施設の管理運営にかかる経費の内容	20	20.0
合 計		100	70.2

提案価格 432,199千円
 (4か年) (参考:4か年の平均 108,050千円)

(平成30年11月21日)

課室名

スポーツ健康課

件名	平成30年度韓国忠清北道とのスポーツ交流事業について													
経緯	<p>○ 山梨県と韓国忠清北道は、姉妹提携を契機に、平成4年度からスポーツ交流団を交互に派遣する定期交流を実施している。</p> <p>○ 前回の実施事業（平成28年度） 山梨県スポーツ交流団21人（ソフトボール・高校生女子）を、平成28年11月8日から11月12日までの5日間韓国忠清北道に派遣した。</p>													
内容	<p>○ 平成30年度は、韓国忠清北道スポーツ交流団を次のとおり山梨県に招へいする。</p> <p>1 時期・期間 平成30年12月17日（月）～12月21日（金）・5日間</p> <p>2 韓国忠清北道スポーツ交流団 役員・監督・コーチ・選手 計22人 団長：權寧勳（クワン・ヨンフン）忠清北道体育会（バレーボール協会会長） 選手：沃川（オクチョン）高校の生徒（17人）</p> <p>3 交流競技 バレーボール競技（高校生男子）</p> <p>4 山梨県の参加選手・指導者 監督1人・コーチ1人・選手 計19人 選手：日本航空高校男子バレーボール部（17人）</p> <p>5 日程</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">期 日</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月17日（月）</td> <td>羽田空港→（東京都内視察）→甲府着</td> </tr> <tr> <td>12月18日（火）</td> <td>教育長表敬訪問・県内視察・歓迎会</td> </tr> <tr> <td>12月19日（水）</td> <td>開会式・合同練習・交流試合</td> </tr> <tr> <td>12月20日（木）</td> <td>交流試合・閉会式・県内視察・送別会</td> </tr> <tr> <td>12月21日（金）</td> <td>甲府発→羽田空港</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 教育長表敬訪問について（予定） 12月18日（火）午前9時から・防災新館401会議室</p>		期 日	内 容	12月17日（月）	羽田空港→（東京都内視察）→甲府着	12月18日（火）	教育長表敬訪問・県内視察・歓迎会	12月19日（水）	開会式・合同練習・交流試合	12月20日（木）	交流試合・閉会式・県内視察・送別会	12月21日（金）	甲府発→羽田空港
期 日	内 容													
12月17日（月）	羽田空港→（東京都内視察）→甲府着													
12月18日（火）	教育長表敬訪問・県内視察・歓迎会													
12月19日（水）	開会式・合同練習・交流試合													
12月20日（木）	交流試合・閉会式・県内視察・送別会													
12月21日（金）	甲府発→羽田空港													

○ 過去の交流状況と今後の予定

★：H6のみ中学生を含む。

区分 年度	韓国・忠清北道	
	派遣	招へい
4		野球
5	野球	
6		卓球★
7	フェンシング	
8		バドミントン
9	バドミントン	
10		テニス
11	テニス	
12		バレーボール
13	(中止) 忠清北道側からの通告による。中学校の歴史教科書問題が原因。	
14	バレーボール	
15		ハンドボール
16	ハンドボール	
17		バスケットボール
18	バスケットボール	
19		ソフトテニス
20	(中止) 忠清北道側からの通告による。竹島問題が原因。	
21	ソフトテニス	
22		ホッケー
23	ホッケー	
24		アーチェリー
25	アーチェリー	
26	休	
27		ソフトボール
28	ソフトボール	
29	休	
30		バレーボール
31	バレーボール(予定)	